

No. 3

近畿地方整備局  
事業評価監視委員会  
(平成17年度第1回)

## 近畿地方整備局事業評価監視委員会公開方法（案） (近畿地方整備局事業評価監視委員会運営要領第7条により)

報道機関を通じての公開は、以下のとおりとする。

- 1．報道機関関係者は、住所・氏名等を記入の上取材とする。
- 2．特に人数制限は行わない。
- 3．報道関係者の席を設ける。
- 4．写真・テレビの撮影は冒頭の局長挨拶までとする。

近畿地方整備局事業評価監視委員会